

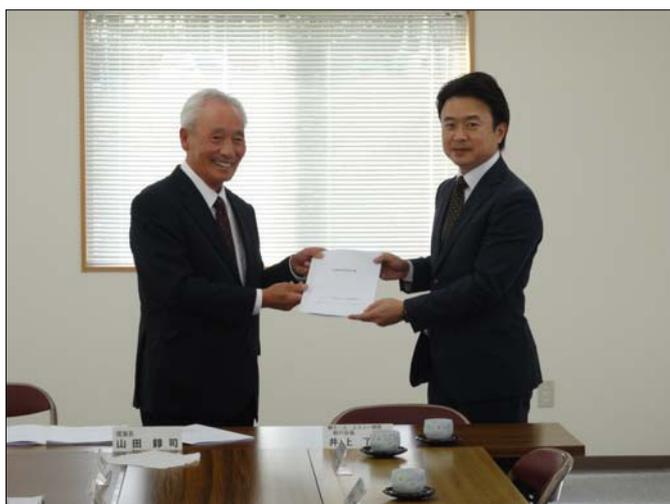


日進赤池箕ノ手土地区画整理組合

区画整理だより

<発行日>
平成28年1月吉日
<発行者>
日進赤池箕ノ手土地区画整理組合
理事長 山田 録司
※組合事務所
日進市赤池町箕ノ手2番地1155
Tel/Fax. (052) 807-3126
<ホームページアドレス>
<http://www.nisshin-akaike.com/>

イトーヨーカ堂と保留地売買契約を締結しました！！



【山田理事長と井上執行役員】



【萩野市長へ土地売買契約の報告】

新年のご挨拶



新春の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

昨年12月11日に、イトーヨーカ堂と保留地の売買契約を締結いたしました。今年3月に引き渡しを行い、平成29年秋頃のオープンに向けて、建築が始まります。

また、去年は、当地区すべての都市計画道路を供用開始することが出来ました。今後の主な工事としましては、商業街区南側の造成工事等を進めてまいります。

建物等移転につきましては、関係権利者のご理解をいただき進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今後も役員一同事業推進に努めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしくお願いいたします。

理事長 山田 録司

平成27年度第1回総代会報告

平成27年10月29日（木）開催の平成27年度第1回総代会において、平成26年度決算についてなど7議案が上程され、原案どおり可決承認されました。

なお、評価員については、新たに赤池四丁目の小池貞治氏が選任されましたので、ご報告させていただきます。

認定・議案		内 容
平成26年度 決算関係	認定第1号	平成26年度事業報告について
	認定第2号	平成26年度経費収入支出決算について
	認定第3号	平成26年度末財産目録について
議案第1号		定款の一部変更について
議案第2号		事業計画の変更について
議案第3号		財産等の処分について
同意第1号		評価員の選任について

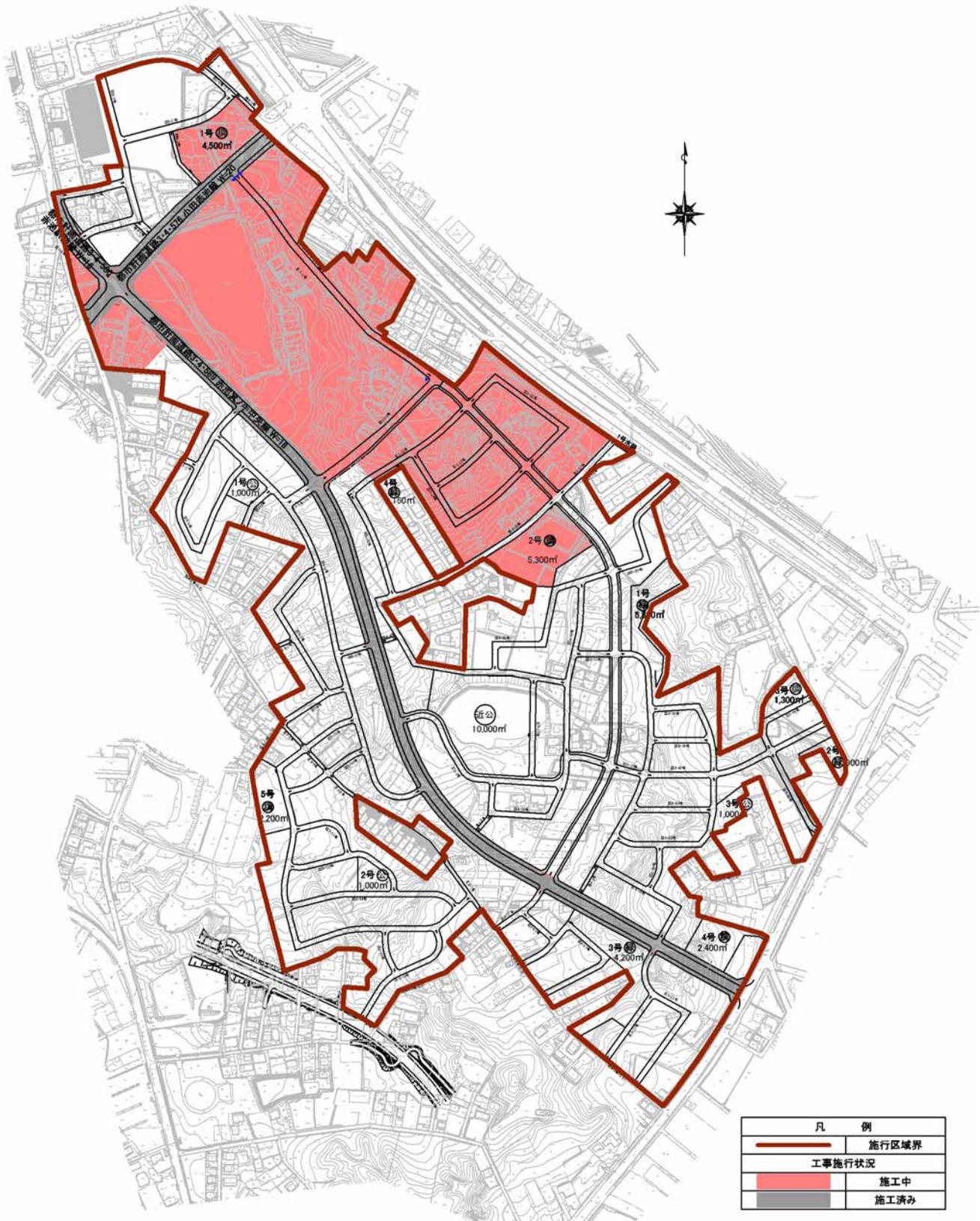
■ 平成26年度収支決算書（概要）

収入額 金 1,724,030,830円
 支出額 金 1,659,464,006円
 差引残額 金 64,566,824円（平成27年度への繰越金）

収入の部		
科 目	決 算 額 (円)	説 明
保留地処分金	0	
国庫補助金	263,922,080	平成26年度国庫補助金（繰越分も含む）
助成金	141,068,000	平成26年度市補助金（繰越分も含む）
雑収入	66,432	出資配当金、預金利子、諸証明手数料
借入金	1,220,000,000	新規借入金（十六銀行、豊田信用金庫、名古屋銀行、あいち尾東農業協同組合）
繰越金	98,974,318	平成25年度決算繰越金
収入合計	1,724,030,830	

支出の部		
科 目	決 算 額 (円)	説 明
工事費	530,372,033	幹線道路築造費、水路築造費、整地費、工事雑費
補償費	537,022,080	建物等移転補償費、電柱移設費、ガス移設費、上水道移設費、損失補償金
負担金	19,178,880	上水道新設負担金、ガス新設負担金
調査設計費	58,077,000	工事施工管理業務、実施設計等業務、埋蔵文化財発掘調査、補償調査、仮換地指定変更、地区内外分筆業務、常用測量
会議費	148,000	総代会費
事務所費	41,903,315	事務委託費、役員報酬・費用弁償、事務職員給料、施設費、需用費等
利子償還金	21,588,838	借入金利子
雑支出	1,173,860	県・市連合会費、顧問弁護料等
予備費	0	
元金償還金	450,000,000	あいち尾東農業協同組合
支出合計	1,659,464,006	

工事施工状況図



作付け（耕作）停止について（お願い）

以前よりご案内させていただいておりますが、施行地区内全域において、新たな作付けをしないようお願いいたします。

なお、工事施工上支障となった農作物は、原則として補償いたしませんので、ご了承下さい。

また、耕作物が土地所有者と異なる場合は、耕作者にご連絡いただきますようお願いいたします。

組合からのお願い

・土地の名義等を変更された方・住所変更された方へ

地区内の土地で、下記のような変更をなされた方は、その土地の『登記事項証明書』を、組合員皆様方の転居等により住所変更された方は『住民票（写し）』を、組合に必ずご提出ください。

（申請書類は組合にありますので、お問い合わせください。）

- | | |
|--------------------|--|
| ① 売買されたとき | ④ 複数名義から単独名義になったとき |
| ② 贈与、相続されたとき | ⑤ 合筆、分筆されたとき |
| ③ 単独名義から複数名義になったとき | ⑥ その他登記事項証明書の内容に変更があったとき（但し、抵当権のみの変更は除く） |

・建築等の行為をされる方へ〔土地区画整理法第76条申請が必要です。〕

土地区画整理事業施行区域内では、事業計画決定の公告があった日の翌日から換地処分公告の日まで、以下の行為について制限を受けることになります。

1. 建築物その他の工作物の新築、改築、又は増築を行う場合
2. 重量が5トンを超える物件の設置又は堆積
3. 土地の形質の変更

これらに該当する行為を行う場合は、日進市長の許可が必要となり、一定の許可申請手続きをお願いすることになります。この手続きは事業の支障となる行為を排除し、円滑な事業推進を図るためのものです。万一、無許可でこれらの行為を行ったり、許可条件に違反した場合は、土地の原状回復、建築物又は工作物の排除を命じることがありますので、十分ご理解いただきたいと思えます。

（申請書類は組合にありますので、お問い合わせください。）

・工事現場への立入り禁止について

工事範囲が広がり、特殊な大型工事車両が地区内に入っておりますので、犬の散歩等による工事現場への立入りはご遠慮ください。

特に、お子様の現場への立入りは非常に危険ですので、ご注意願います。

・組合土地立入りについて

測量及び調査のために、土地に立入りさせていただく場合がありますので、皆様方のご理解、ご協力をお願いします。

なお、民家等敷地内に立入りさせていただく場合には、あらかじめ連絡させていただいた上で、立入りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

立入時間：日の出より日没まで

組合ホームページについて

当地区は、本区画整理事業の内容等を広く知ってもらうための情報窓口として、公式ウェブサイト「STATION CITY 日進赤池ヒルズ」を開設しております。一度ご閲覧になってください。

＜ホームアドレス： <http://www.nisshin-akaike.com/>>

お問い合わせ先（組合事務所）

住 所：〒470-0126

日進市赤池町箕ノ手2番地1155

TEL/FAX：052（807）3126

執務時間：平日：月曜日から金曜日

午前9時から午後4時まで

（但し、正午から午後1時までは休務）

休日：土日及び祝日並びに組合が休務と定めた日（年末・年始・お盆）